

令和2年度
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 財政援助団体 | 所管部課 |
|-----------------------|------------|
| 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター | 健康福祉部福祉総務課 |

3 監査の範囲

令和元年度の補助金等に係る出納及び関連する事務事業の執行

4 監査の期間

令和2年9月4日（金）から令和3年1月28日（木）まで

5 監査の方法

補助金が補助目的に沿って適切に執行されているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課

ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の交付条件の内容は明確か。

エ 補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。

エ 補助金が補助対象事業以外に使用されていないか。

オ 出納関係帳票の整備は適正に行われているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太
吉 田 篤

第2 監査の結果

1 監査の結果

当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他事務については、改善すべき事項があるものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部福祉総務課

ア 補助金関係について

補助金の交付目的、交付方法や手続等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

イ その他について

補助金交付事業に係る職員体制等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

ア 概要について

シルバー人材センターの概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業執行について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、改善すべき事項が見受けられた。

まず、事務費の改定について、事務局で決定した後、その結果を理事会へ報告したとの説明があったが、本来であれば、理事会で決定すべきものであると考える。また、委託料に対する事務費が10%である根拠も不明であった。今後、事務費を改定する際は、根拠を示した上で、適正な手続を踏まえて決定するようお願いしたい。

次に、配分金を受け取っている会員の納税に関しては、総支払額を基に各自で申告しているとの説明であったが、会員に対して、説明会を開催するなど、税申告に関するきめ細やかな対応をお願いしたい。

次に、委託に係る請求については、就業報告書等の明細を添付した方が良いと思われる。今後、委託に係る請求の書式について検討をお願いしたい。

最後に、実際に作業を行っていないにもかかわらず、就業報告書にコーディネーターが記載されていた。コーディネーターは毎日巡回して現場を確認しているとの説明があったが、就業報告書には勤務時間や勤務内容の記載がないため実態が不明であるとともに、設置根拠も不明であった。また、報酬も他の会員と比較して高額であると思われる。今後、コーディネーター（現在はサポーター）について廃止を含め、根本的な見直しをお願いしたい。

ウ 補助金関係について

補助金の算定根拠等について、関係職員から聴取したところ、補助金の算定根拠となる連合交付金の決定通知書を市に提出していないため、正確な精算ができていない状況が見受けられた。今後は、市と協議の上、必要な書類は市に提出し、補助金に係る精算行為を適切に行うようお願いしたい。

エ 収支・決算状況について

令和元年度の収支・決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、当初予算を他科目へ流用していることにより、受取配分金と支払配分金の予算額に差異が生じていた。今後は、予算の使い方を調整し、収支をしっかりと管理するようお願いしたい。

オ その他について

事務事業全般にわたって、会長と事務局長がリーダーシップをとって、適切に管理していただきたい。全ての事務について透明性を持って進めていただくようお願いしたい。

2 要望等

(1) 健康福祉部福祉総務課

財政援助団体を所管する部課として、シルバー人材センターの事業執行について、管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

今回の監査実施に当たり、資料要求に対する資料の提供など、監査に対する対応が大変不誠実であった。こうした対応は事業の執行内容について疑われてもおかしくない。ついては、今後シルバー人材センターに対しては、事務の改善状況を確認するため、適宜監査を行いたいと考えている。

地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するよう、今後は、適切な事業執行を行っていただきたい。

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 出資団体 | 所管部課 |
|-------------|------------|
| 武蔵村山市土地開発公社 | 都市整備部都市計画課 |

3 監査の範囲

市が出資した基本財産の管理状況及び令和元年度の事業運営、出納に関連する事務事業の執行

4 監査の期間

令和2年9月4日（金）から令和3年1月28日（木）まで

5 監査の方法

出資団体として事業がその趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 出資目的に公益上の必要性が認められるか。
- イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- エ 出資団体の財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

(2) 出資団体

- ア 定款、経理規程などの諸規程は整備されているか。
- イ 事業は、出資目的、計画に沿って適切かつ効率的に運営されているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表用に表示されているか。
- オ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- カ 資金の運用は適切か、また経費削減は図られているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太
吉 田 篤

第2 監査の結果

1 監査の結果

出資団体の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 都市整備部都市計画課

ア 出資金関係について

出資目的、内容等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

イ その他について

出資団体に係る職員体制等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

(2) 武蔵村山市土地開発公社

ア 概要について

土地開発公社の概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業執行について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 収支・決算状況について

令和元年度の収支・決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ その他について

個人情報を含む書類等の管理について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理している。

2 要望等

(1) 都市整備部都市計画課

今後も、出資団体を所管する部課として、出資目的に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 武蔵村山市土地開発公社

今後も、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するよう、適切な事業執行を行っていただきたい。